

令和3年度入札・契約制度の改正及び運用の見直しについて

1 参加停止措置等の見直し

(1) 独占禁止法の一部改正により課徴金の減免制度が見直されたことに伴い、課徴金の納付を命じないこととされ、又は課徴金の額を減額された場合の参加停止期間の特例を見直します。

現行		➔	改正後	
課徴金納付命令なし	参加停止措置なし		課徴金納付命令なし	排除措置命令及び告発・逮捕・公訴提起なし
課徴金が50%減免されたとき	参加停止期間50%減	課徴金納付命令なし	排除措置命令が出され、又は告発・逮捕・公訴提起されたとき	参加停止期間50%減
課徴金が30%減免されたとき	参加停止期間30%減	課徴金が減免されたとき		参加停止期間50%減

(2) 落札決定済みで契約締結前の案件の落札者となっている事業者が参加停止措置を受けた場合の取扱いについて、落札決定済みの案件について契約を締結しないこととする基準を見直します。

参加停止期間		
1箇月	2箇月	3箇月以上
影響なし	(現行) 契約不締結 ↓ (改正後) 影響なし	契約不締結

2 労働関係法令遵守状況報告書の電子届出について

予定価格5千万円超の工事の請負契約及び工事の類する業務委託契約等において提出が必要となる労働関係法令遵守状況報告書について、インターネット上で提出することができる仕組みを導入します（引き続き、紙ベースでの提出も可能）。

3 実施時期

上記1は、令和3年4月1日から実施します。

上記2は、令和3年4月1日から御利用いただけます。